

自営兼業制度の見直しに関するQ & A
(職員の有する知識・技能をいかした自営兼業
及び社会貢献に資する自営兼業関係)

令和7年12月
人事院職員福祉局
(令和8年3月更新)

目 次

【自営兼業制度の見直しの趣旨等について】	4
問1 今回、「職員の有する知識・技能をいかした自営兼業」と「社会貢献に資する自営兼業」を承認可能としたのはなぜか。	4
更問 今後は、職員の有する知識・技能をいかした事業や社会貢献に資する事業に係る自営兼業であれば、必ず承認されることとなるのか。	5
【「自営」の範囲について】	6
問2 承認が必要な「自営」に該当するかどうかは、どのように判断されるのか。	6
更問 自営兼業と国家公務員法第104条に基づく兼業はどう違うのか。	6
問3 職員の有する知識・技能をいかした兼業及び社会貢献に資する兼業について、「自営」に該当し得る規模とは、どの程度か。	8
更問1 年間の収入が20万円を超えるかは、どの時点でどのように判断して申請するのか。	9
更問2 事業の開始後に、見込みに反し、年間の収入が20万円を超えてしまう場合には、どのように対応するのか。	9
問4 承認を得ずに自営兼業を行うと、どうなるか。	10
問5 職員の有する知識・技能をいかした兼業又は社会貢献に資する兼業として、1人の職員が複数の事業を行うことは可能なのか。また、その場合には、どのように「自営」の判断を行うことになるのか。	11
【職員の有する知識・技能をいかした兼業について】	12
問6 どのような事業であれば、「職員の有する知識・技能をいかした兼業」に該当するか。	12
問7 ブログへの投稿や動画の配信を行って広告収入を得ることは、「職員が有する知識・技能をいかした兼業」に該当するか。	13
【社会貢献に資する兼業について】	14
問8 どのような事業であれば、「社会貢献に資する兼業」に該当するか。	14
更問 「公益に資する活動」とは、どのようなものが想定されるか。	14
【報酬を得て事業又は事務に従事する兼業（国家公務員法第104条）との関係について】	16

問 9 自営兼業の承認を受けた事業において、他者から事業又は事務を受託することは可能か。...	16
【承認基準について】	17
(1) 開業届の提出・事業計画書等の作成.....	17
問 10 承認基準において、開業届や事業計画書等の提出を義務付けているのはなぜか。.....	17
問 11 事業計画書等には、どのような内容を記載する必要があるのか。この申請のみのためのものとして作成しなければならないのか。.....	18
(2) 特別な利害関係又はその発生のおそれ.....	20
問 12 どのような場合に、「職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれ」があると判断されるのか。.....	20
(3) 職務の遂行への支障の有無.....	21
問 13 どのような場合に、「職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らか」ではないと判断されるのか。.....	21
更問 1 勤務日に「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」を行うことはできないのか。.....	22
更問 2 勤務日に兼業する場合の1日当たりの時間の上限など、自営兼業を行う時間の目安はあるか。.....	22
問 14 年次休暇を取得して自営兼業を行うことは可能か。.....	24
(4) 公務の公正性、信頼性の確保.....	25
問 15 どのような場合に、「公務の公正性、信頼性の確保に支障」が生じると判断されるのか。...	25
更問 1 職務遂行を通じて得た知識・技能や、現在職務において用いている知識・技能を活用する兼業は承認できないのか。.....	26
更問 2 自営兼業において、利害関係者との取引は、一切行ってはいけないのか。.....	26
(5) その他承認に係る事項.....	28
問 16 「職員が有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」として、それぞれ従業員等を雇用して事業を営むことも認められるのか。.....	28
【承認の期限・承認時の留保等について】	29

問 17	自営兼業の承認は期限付きで行われるのか。……………	29
問 18	承認時に、事業の遂行に留保が付される場合はあるのか。……………	30
問 19	自営兼業の承認について、各府省において独自の条件が課される場合はあるのか。……………	31
	【自営兼業の承認を求める場合の手続等について】……………	32
問 20	「職員の有する知識・技能をいかした兼業」又は「社会貢献に資する兼業」の承認を得たい場合には、どのような手続が必要か。また、事業を始めようとする場合に、特に注意する点はあるか。……………	32
更問 1	開業届は、承認を得る前に提出して良いのか。……………	33
更問 2	承認を得た自営の内容を変更する場合には、どのような手続が必要か。……………	34
更問 3	承認の期限経過後も事業を継続したい場合は、どのような手続が必要か。……………	34
問 21	承認を得ずに自営兼業の内容を変更した場合、どうなるか。……………	36
更問	「収入の予定年額」がどの程度変動する見込みとなったら、「自営兼業の内容を…事業計画書等に記載した内容から変更する場合」に該当し、再承認が必要となるのか。……………	36
問 22	その他自営兼業を開始する際に注意しておくべき事項はあるか。……………	37
	【その他】……………	38
問 23	「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」と国家公務員倫理法・倫理規程との関係はどのようになるのか。……………	38
問 24	「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」であれば、国家公務員宿舎において事業を行ってもよいのか。……………	39
問 25	自営兼業により所得が発生した場合は、どのような手続が必要になるか。……………	40

【自営兼業制度の見直しの趣旨等について】

問1 今回、「職員の有する知識・技能をいかした自営兼業」と「社会貢献に資する自営兼業」を承認可能としたのはなぜか。

答 一般職の国家公務員については、職務専念義務の確保、職務の公正な執行の確保、公務の信用の確保等のため、自ら営利企業を営むこと（自営）は禁止され、所轄庁の長等又はその委任を受けた者（承認権者）から承認を得た場合のみ、自営兼業を行い得ることとされています。

国家公務員法第103条に基づく自営兼業は、これまで、不動産等の賃貸、太陽光電気の販売という、資産運用的な側面が強い事業や、職員の財産権との調和を図る必要がある、家業として継承した事業（農業等）など、限定的なもののみが承認可能とされていました。

一方で、兼業については、近年民間企業等において導入が進み、人事院が行った有識者への意見聴取等において、兼業が本業にも好影響を与え得るものであることや、兼業を行いたいとの職員のニーズ、人材確保の面での重要性等が示唆されたところです。

国家公務員が、自己実現や社会課題の解決に資するような自営兼業を行うことは、本業にも好影響を与え得るものであり、自営兼業を通じて職員が主体的に学びを深めることを可能とすることは、人材確保の観点からも有益であると考えことから、今般、職員の有する知識・技能をいかした事業や、社会貢献に資する事業について、制度の趣旨である職務専念義務、職務の公正な執行の確保、公務の信用の確保等の観点から問題がないと考えられるものについては、自営兼業として行うことを承認し得るよう、承認基準を新設することとしたものです。

更問 今後は、職員の有する知識・技能をいかした事業や社会貢献に資する事業に係る自営兼業であれば、必ず承認されることとなるのか。

答 職員が「職員が有する知識又は技能をいかした事業」や、「社会貢献に資する事業」に該当すると考える事業であれば、必ず自営兼業が承認されるというものではありません。

承認・不承認の判断に当たっては、職員から、事業の内容や営業時間、年間の収入見込みなどを記載した事業計画書等を提出いただき、承認権者において、承認基準に照らして、①利害関係（又はその発生のおそれ）がないか、②職務の遂行に支障が生じないか、③公正性、信頼性の確保に支障が生じないか、といった点を検討するとともに、各府省の所掌事務や個々の職務をとりまく状況も踏まえて判断されることとなります（問 19 参照）。

なお、国家公務員法第 103 条第 2 項の承認を得ずに自営兼業を行った場合は、服務義務違反の問題が生じ、懲戒処分の対象となり得るのみならず、国家公務員法第 109 条第 13 号に該当し、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。自営兼業を検討している場合は、必ず承認権者に事前に相談をしてください。

【「自営」の範囲について】

問2 承認が必要な「自営」に該当するかどうかは、どのように判断されるのか。

答 自ら営利企業を営むこと（自営）とは、「職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合」をいいます。具体的には、職員が法人や団体の名義ではなく、個人名で事業を営む場合を指し、広く消費者等を相手に売買等の事業を営む場合等が該当します。

「自営」に該当するかどうかは、①営利目的の有無（職員の主観ではなく、客観的に見て判断）、②継続性・反復性（1回限りであれば規制の対象外と考えられますが、それ以外の場合は必要に応じ判断）、③規模（販売数、売上げ額等）、④店舗その他の営業設備の有無等も考慮した上で、個別に判断することとなります。

なお、「消費者等」は個人に限定する意図ではなく、広く売買等を行う中で、法人等の団体が購入者等となる場合も含まれます。ただし、単なる個別の売買等に留まらず、法人等の団体から労働の対価として報酬を得て、事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合には、国家公務員法第104条の許可が必要となります。（更問参照）

更問 自営兼業と国家公務員法第104条に基づく兼業はどう違うのか。

答 自営兼業が個人名義で広く消費者等を相手に売買等を営むものであるのに対し、国家公務員法第104条に基づく兼業は、職員が兼業先から報酬（労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭）を得て、職務以外の事業又は事務に継続的又は定期的に従事するものです。例えば、

同一の法人等の団体から、労働の対価として報酬を得て、事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合は、雇用契約が結ばれていなくとも、国家公務員法第 104 条の兼業に当たります。

非営利団体等の事業や事務に従事する場合で、一定の連続する期間を以て業務が定められている場合、業務の履行に当たって複数回の勤務・業務が前提となっている場合、業務に従事するに当たり一定期間、兼業先の身分を保有する場合は、国家公務員法第 104 条の兼業の許可を要することが見込まれます。

問3 職員の有する知識・技能をいかした兼業及び社会貢献に資する兼業について、「自営」に該当し得る規模とは、どの程度か。

答 「自営」の判断要素のうち、規模（販売数、売上げ額等）については、その事業の態様等により判断が異なり得るものであり、職員の有する知識・技能をいかした事業及び社会貢献に資する事業に係る判断について、一般的な基準をお示しすることは困難ですが、例えば、判断の目安として、確定申告が必要とされる場合が、給与以外の年間の所得が20万円を超える場合とされていることを踏まえると、経費を差し引く前の事業による収入の見込みが年間で20万円を超える見込みである場合には、規模の観点から「自営」と判断し得ると考えます。

ただし、前述のとおり、「自営」の判断は、規模のみではなく、店舗その他の営業設備の有無等も考慮して個別に判断するものであることから、例えば独立した実店舗を設けて屋号を掲げる場合など、営利企業としての外観を十分に備えている場合には、収入予定の確認を待たずに「自営」と判断される場合があります。

また、府省によっては、職員の服務規律の確保や、自営兼業の承認懈怠を避ける観点から「自営」に該当しない場合も含め、事業を行うに際して届出を求める場合もあることから、事業を行うに当たっては、所属府省等における取扱い等をよく確認いただくよう、お願いします。

万が一、承認を得ずに自営兼業を行ってしまった場合、服務義務違反に問われ、懲戒処分の対象となる可能性があるのみならず、国家公務員法第109条第13号の罰則に処せられる可能性があります。

更問1 年間の収入が20万円を超えるかは、どの時点でどのように判断して申請するのか。

答 国家公務員法第103条第2項に基づく自営兼業の承認は、職員が「自営」を開始する前に行われるべきものです。このため、年間の収入額については、事業を開始する前の承認の申請時に見込みを立てていただき、事業計画書等に記載いただくとともに、申請時に承認権者に提出いただくこととなります（事業計画書等の記載事項については問11参照）。申請時に、承認権者から収入の見込み額について、試算の根拠等に関する資料の提出を求められる場合があります。

更問2 事業の開始後に、見込みに反し、年間の収入が20万円を超えてしまう場合には、どのように対応するのか。

答 そのような場合には、現在行っている事業が「自営」と判断される可能性が高いため、20万円を超える見込みとなった時点で、承認権者に報告の上、承認申請の要否を確認し、必要に応じて手続を進めていただくこととなります。

自営兼業の承認を受けた職員の「自営」の内容に変更があった場合や、官職異動があった場合には、1か月以内に改めて承認を受けるとされていることから、年間の収入が20万円を超える見込みとなった日から1か月以内に承認されるよう、承認権者に申し出てください。

なお、見込みに反して承認の必要が生じることは、必ずしも適切なケースではないことから、承認の要否について疑義がある場合には、事業の開始前に所属府省等の担当者に申し出てください。

問4 承認を得ずに自営兼業を行うと、どうなるか。

答 国家公務員法第103条第2項の承認を得ずに自営兼業を行った場合は、服務義務違反の問題が生じ、懲戒処分の対象となり得るのみならず、国家公務員法第109条第13号に該当し、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

このように、承認を得ずに自営兼業を行った場合には、厳しい処分が科される可能性がありますので、必ず、所属府省等における手続に従い、事前に承認を得るようにしてください。

問5 職員の有する知識・技能をいかした兼業又は社会貢献に資する兼業として、1人の職員が複数の事業を行うことは可能なのか。また、その場合には、どのように「自営」の判断を行うことになるのか。

答 自営兼業の承認は、職員の職務遂行に支障が生じない範囲で与えられるものです。自営兼業として複数の事業を行う場合には、本務以外に集中力を割く対象が増え、心身の負担も大きくなることが想定されることや、職員が兼業に充てられる時間にも限りがあること（問13の更問2参照）から、1人の職員が複数の事業を行うことは積極的には想定されないものと考えています。

例外的に、複数の事業を行う場合としては、例えば、職員が音楽教室（音楽教授業）と、音楽作品の販売（楽器小売業）の双方を行うような場合など、共通する要素を持つ事業を行う場合などが考えられます。

このような場合については、それぞれの事業について別々に承認の可否を判断するのではなく、これらの事業全体の状況（営業時間や収入の見込み）を踏まえ、「自営」の判断を行うこととなります。

例えば、職務遂行への支障の有無（問13、14参照）については、複数の事業への従事時間等を合算して検討することとなります。

【職員の有する知識・技能をいかした兼業について】

問6 どのような事業であれば、「職員の有する知識・技能をいかした兼業」に該当するか。

答 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」は、職員が自身の趣味等により得た知識や技能を自営兼業の形で発揮することが、自己実現等の観点で有益と考えられることから、家業継承の場合以外でも、自営兼業を承認できることとするものです。

このような趣旨から、例えば、アプリ等に登録して定型化されたサービスを個人として提供するような形態の事業や、安く仕入れた商品を何らの付加価値を付与せずそのまま高く売ることによって利益を得る事業については、今回の見直しにより承認可能とする事業としては想定していません。

また、「自営」は、個人の名義で、広く消費者等を相手に売買等を営む場合が対象となります。

これらを踏まえ、「職員が有する知識・技能をいかした兼業」の典型例としては、自ら制作した物品（ハンドメイド品）、絵画、写真、音楽等をインターネット等を通じて個人向けに販売することや、スポーツや芸術の教室を開催して自ら指導を行うこと、出版社を通さずに自費出版をすることなどが挙げられます。

このような事業を行おうとする場合であっても、承認の可否は承認基準に照らして個別に判断されることとなるため、承認権者と事前に十分御相談いただく必要があります。こうした典型的なケースに該当しない事業については、より一層、丁寧な御相談をいただく必要があります。

問7 ブログへの投稿や動画の配信を行って広告収入を得ることは、「職員が有する知識・技能をいかした兼業」に該当するか。

答 ブログへの投稿や動画の配信によって広告収入を得る事業についても、「自営」の形態で行うことが一概に否定されるものではありません。

これらの事業が自営兼業に該当するとされた場合、承認の可否については、事業計画書等の記載を踏まえ、承認基準に照らして、①官職と承認に係る事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと、②週休日のみに兼業するなど、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること、③公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないことの3点で判断されることとなりますが、発信の内容が、他人や組織を誹謗中傷する場合や、他人に不快又は嫌悪の念を起こさせるような場合、公序良俗に反する場合、他人の権利利益を侵害するおそれがある場合、社会規範に反する場合などは、当然、自営兼業は認められないこととなります。

また、御指摘のような事業は、万が一、記事や動画内で不適切な記載・発言や、信用失墜につながるような記載・発言があった場合に、それらが切り抜かれ、短期間のうちに急激に拡散するおそれがあるなどのリスクがあることから、公務の信頼性の確保の観点から、承認の判断が慎重に行われることとなります。

承認を得られる場合においても、組織の肩書きを用いてはいけないなど、一定の制限を課した形での承認が行われる場合もあり得ます。

【社会貢献に資する兼業について】

問8 どのような事業であれば、「社会貢献に資する兼業」に該当するか。

答 「社会貢献に資する兼業」は、職員が社会に貢献したいという意欲を自営兼業の形で発揮することが、自己実現や社会課題の解決の観点で有益と考えられることから、承認できることとされているものです。

NPO法人等に所属し、報酬を得て事務・事業に従事するような兼業については、従前から、国家公務員法第104条に基づく許可を得て行うことが可能ですが、今回の見直しでは、自営の形で、社会貢献に資する事業を行うことを可能とするものです。「社会貢献に資する兼業」の典型例としては、地域振興に関するイベントを自ら主催する場合や、高齢者の買い物代行などの生活支援サービスを行う場合など、公益に資する活動を伴う事業を自営として行う場合が挙げられます。

このような事業を行う場合であっても、承認の可否は個別に判断されることとなるため、承認権者と事前に十分御相談いただく必要があります。こうした典型的なケースに該当しない事業については、より一層、丁寧な御相談をいただく必要があります。

更問 「公益に資する活動」とは、どのようなものが想定されるか。

答 公益に資する活動の典型例としては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の別表を参考にすれば、保健、医療又は福祉の増進を図る活動（第1号）、社会教育の推進を図る活動（第2号）、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（第5号）、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図

る活動（第6号）などが考えられます。

職員の行う営利事業が、その遂行に当たって、こうした活動を伴うものである場合には、「社会貢献に資する兼業」として、承認される可能性があります。

【報酬を得て事業又は事務に従事する兼業（国家公務員法第 104 条）との関係について】

問9 自営兼業の承認を受けた事業において、他者から事業又は事務を受託することは可能か。

答 国家公務員法第 103 条に基づく承認を受けた自営の一環として行う契約等であっても、「兼業先」（非営利団体等）から報酬を得て、事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合は、国家公務員法第 104 条の規定に基づく許可を得る必要が生じます。

具体的には、非営利団体等の事業や事務に従事する場合で、一定の連続する期間を以て業務が定められている場合、業務の履行に当たって複数回の勤務・業務が前提となっている場合、業務に従事するに当たり一定期間、兼業先の身分を保有する場合には、許可が必要となることを見込まれます。なお、非営利団体等から事業を受託する場合であっても、単発の業務に留まり、継続的又は定期的に従事しないものについては、国家公務員法第 104 条の許可を得る必要はありません。

国家公務員法第 103 条に基づく承認に付随して同法第 104 条に基づく許可を得る必要性に関して疑義が生じた場合には、まずは各府省の人事担当者に御相談ください。その際、許可の必要性の判断に当たっては、各府省から人事院に対して相談を要することが見込まれるため、時間に余裕を以て相談するようにしてください。

【承認基準について】

(1) 開業届の提出・事業計画書等の作成

問 10 承認基準において、開業届や事業計画書等の提出を義務付けているのはなぜか。

答 自営兼業の承認に当たっては、承認権者において、職員が行う事業が「自営」に該当することに加え、①兼業を行う職員の官職と事業との間に利害関係又はその発生のおそれがないこと、②事業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められること、③職員が事業に従事することで、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないことを確認した上で、事前に承認を行う必要があります。

今回新たに承認可能とする自営兼業は、業種を限定しておらず、その態様（従事する時間や得られる収入等）も様々であると考えられます。このような兼業の承認の適正性を確保するためには、上記①～③の要件を満たすことはもとより、職員が適正な手続を踏み、対外的にも説明可能な計画に基づき事業を行うことを担保する必要があります。このため、行おうとする事業が対外的にも自営としての外形を有し、承認基準に適合するように計画的に行われることを担保するため、事業に係る開業届や事業計画書等の書類の作成・提出を必要としています。

問 11 事業計画書等には、どのような内容を記載する必要があるのか。この申請のみのためのものとして作成しなければならないのか。

答 事業計画書等は、行おうとする事業が承認基準に適合するように計画的に行われることを担保するためにその作成を承認基準の一つとしているものです。

一般に、事業計画書は、事業の内容や目標を書き出したプロフィールのようなものとして作成されるものであり、決まった書式はありませんが、事業の目的及び業務内容、営業日及び営業時間、取扱商品やサービスの内容、取引先・販売先、収入予定、資金計画などの事業の見通しに係る事項等が盛り込まれるものです。

自営兼業の承認基準においては、こうした事業計画書等の一般的な記載事項のうち、少なくとも、①事業の目的及び業務内容、②営業日及び営業時間、③収入の予定年額が記載されていることを必要としています（規則 14—8 運用通知第 1 項関係第 5 項）が、これら以外の要素についても、できる限り記載いただき、承認を求める事業の内容を具体化していただくことが適当です。

特に、「事業の目的及び業務内容」については、日本標準産業分類なども参考に業種を特定していただき、予定している契約の内容を具体的に記載いただくなど、事業の内容が具体的に明らかとなるよう、記載していただくことが適当です。（承認申請書においても同様です。）

なお、金融機関等に提出予定の事業計画書や、ホームページ等で公表予定の事業計画書などがあり、必要な記載事項が含まれているのであれば、必ずしも申請のためだけに新たに事業計画書を作成する必要があるものではなく、それらの書面をもって判断することも可能です。

また、事業計画書等の内容は、承認権者が承認の可否を判断するに当たって

の参考とするものであるため、承認権者の承認判断に資するよう、上記の事項以外に、それぞれの承認基準等との関係で、例えば以下のような情報を記載いただくことも考えられます。

・ 利害関係の発生のおそれに関する事項：

… 職員の職務と無関係であること、主たる取引先、販売経路など

・ 職務遂行上の支障に関する事項：

… 職員の官職の週休日以外には電話・メール対応等も含め業務を行わないことなど

・ 公務の公正性及び信頼性の確保に関する事項：

… 所属府省の政策等について個人的な見解を表明するものではないことなど

・ 職員が有する知識・技能と事業との関係、公益に資する活動の内容に関する事項

… 自らの趣味として得た知識を活用するものであること、
当該事業が社会貢献に資することになる理由など

(2) 特別な利害関係又はその発生のおそれ

問 12 どのような場合に、「職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれ」があると判断されるのか。

答 例えば、自営兼業として行う事業に対し、職員が職務として許認可や補助金の交付等を行う（又は行い得る）官職に就いている場合や、これらの官職を管理監督する立場にある場合などが挙げられます。また、所属する組織との間で物品購入等の契約関係が生ずる場合も挙げられます。（規則 14—8 運用通知 第 1 項関係第 6 項）

なお、取引先として利害関係者（国家公務員倫理規程第 2 条）が想定されるような場合にも、後述する「公務の公正性、信頼性の確保」の観点から、自営兼業が承認できない場合があります。（問 15 参照）

(3) 職務の遂行への支障の有無

問 13 どのような場合に、「職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らか」ではないと判断されるのか。

答 国家公務員法第 101 条において、職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」こととされています（職務専念義務）。職務の遂行に支障が生じないことが明らかとされるためには、勤務時間中の職務遂行に支障を及ぼさないことが大前提となります。

さらに、自営兼業に従事することにより心身の疲労が生じ、官職の職務の遂行の能率が阻害されることが見込まれる場合にも、職務遂行に支障を及ぼすとされる可能性があります。

これらを踏まえ、申請時には、職員自身が兼業を行う日・時間を明示して申請を行い、それを基に、職務遂行の支障の有無が判断されることとしています。

その上で、自営兼業を承認できる場合というのは、自営兼業を行う日時が週休日のみであり、かつ、週休日においても職員の疲労の回復等に関する時間が確保されると見込まれる場合が原則となります。例外的に勤務日に事業を行う場合については、やむを得ず勤務日の勤務時間外に行わざるを得ない事業（更問 1 参照）であり、かつ、インターバル確保に係る努力義務の趣旨に反しない範囲である必要があります。

更問1 勤務日に「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」を行うことはできないのか。

答 「自営」の形態においては、他者に雇用される場合などと異なり、自ら営業日や営業時間を判断することができることから、原則として週休日に行う事業を対象とするものになると考えています。

勤務日の勤務時間外の自営兼業については、事業の内容等に鑑み、例えば、外部の施設を借りて土日に教室を開講するが、場所を借りるための事務手続は勤務日に行わざるを得ない場合など、やむを得ず勤務日に事業を行う必要が認められる場合に例外的に認められるものであり、承認時の職務遂行への支障の有無の判断も、厳格に行われるものと考えます。

更問2 勤務日に兼業する場合の1日当たりの時間の上限など、自営兼業を行う時間の目安はあるか。

答 自営兼業を行う時間の目安については、自営兼業の承認と同じく、職員の職務の遂行への支障も考慮して行う有報酬兼業（国家公務員法第104条）の許可基準を踏まえると、原則として、週8時間又は1箇月30時間、また、勤務時間が割り振られた日において1日3時間の範囲内とすることが適当です。また、同時期に国家公務員法第104条の規定による許可を受けて兼業を行う職員については、当該兼業と自営兼業の時間を合算した時間がこれらの範囲内となるようにしていただくことが適当です。同時期に同法第104条の規定による許可を受けている場合には、承認申請書の「国家公務員法第104条に基づく兼業の許可を受けている」の欄にチェックした上で、同法第103条及び第104条に基づく兼業に従事する時間を記

入するとともに、同条に基づく兼業の月ごとの全兼業時間数、月ごとの全報酬額がわかる資料を添付していただく必要がありますので、該当する場合は、記入及び提出をしてください。

問 14 年次休暇を取得して自営兼業を行うことは可能か。

答 年次休暇の取得を前提として計画された自営兼業は、職務の遂行に支障が生じないことが明らかであるとは認めがたいことから、承認は困難となります。

自営兼業の承認を求める際には、原則として週休日とする必要がありますが、例外的に勤務日に行わざるを得ない場合であっても勤務時間外に行うことを前提とした計画を立ててください。

(4) 公務の公正性、信頼性の確保

問 15 どのような場合に、「公務の公正性、信頼性の確保に支障」が生じると判断されるのか。

答 公務の公正性、信頼性の確保に支障が生じるか否かは、自営兼業として行う事業の内容等が、国家公務員の公務の公正な執行に疑義を抱かせるものではないか、その信頼を毀損する内容でないかといった観点から判断されるものですが、この点については、自営兼業を行おうとする職員の官職の具体の職務や、当該職員の所属する組織の所掌事務等を踏まえ、承認権者において総合的に判断される必要があるものです。

その上で、公務の公正性や信頼性の確保に支障が生じると判断され得るケースの例をお示しすれば、例えば、

- ・ 自営の内容が、所属組織の所掌事務に極めて近いものである場合
- ・ 専ら職務上得た知識を用いて行う自営である場合
- ・ 自営兼業として行う事業の取引先（商品の販売先等）として、現官職の利害関係者（国家公務員倫理規程第2条）や、所属府省の組織が想定される場合
- ・ 自営に係る事業活動の過程で、所属組織の所掌事務に関する個人的な見解を流布するような場合
- ・ 自営兼業により得られる収入の算定の基礎となる単価の設定等が同種の事例を大きく上回るなど、社会通念からかけ離れた収入を得る場合

などには、公務の公正性や信頼性の確保に支障が生じるとして、自営兼業が認められない場合があると考えます。反社会的勢力とのつながりが疑われる自営や、公序良俗に反するとみられかねない商品を取り扱う自営、専ら特定の事業者への利益誘導を意図する自営など、世間一般からの批難を受けかねない自営

についても同様です。

承認基準の要件のうち、特に「公務の公正性や信頼性の確保に支障」が生じるか否かについては、官職の職務内容や当該官職の置かれた状況を踏まえ、総合的に判断されるものです。

このため、他の府省や他の部署の職員が承認を得た事業であっても、自身の所属する府省においては承認できないとされる場合もあり得ますので、自営兼業の承認を得ようとする場合には、事前に所属府省等の担当者に相談をさせていただくよう、お願いします。

更問1 職務遂行を通じて得た知識・技能や、現在職務において用いている知識・技能を活用する兼業は承認できないのか。

答 職務を通じて得た知識・技能や、現在職務において用いている知識・技能を活用する自営兼業が、必ず承認できないわけではありません。しかしながら、そうした自営兼業については、公務の公正性や信頼性の確保の観点から、承認権者において厳格な判断を行う可能性があります。

このため、このような自営兼業を希望している場合には、丁寧に各所轄庁の長等との相談を行っていただくよう、お願いします。

更問2 自営兼業において、利害関係者との取引は、一切行ってはいけないのか。

答 利害関係者との取引は、原則として避けるべきものと考えます。このため、申請時に提出する事業計画書等において、これらの者との取引が想定

されているような場合は、承認が得られない可能性が高いものと考えられます。

ただし、広く消費者一般を対象にして売買等の事業を行う中で、たまたま意図せず利害関係者が購入者となるような場合はあり得るものと考えられます。このような偶然のケースについてまで、必ずしも、公正性や信頼性の確保に支障が生じたと判断されるものではありませんが、個別の売買等に関して、承認に反することにならないか等の観点から疑義が生じる場合には、所属府省等の担当者に御相談ください。

(5) その他承認に係る事項

問 16 「職員が有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」として、それぞれ従業員等を雇用して事業を営むことも認められるのか。

答 これらの事業に関し、従業員を雇用することが直ちに否定されるものではありませんが、雇用者としての責任が発生することにより、職務の遂行への影響があると判断される可能性が高まることが想定されます。

また、職員が有する知識・技能をいかした兼業については、自らの知識や技能を活用して事業を行う場合が対象となるものであるため、例えば、専ら従業員が制作した物品を販売するような事業形態となる場合は、そもそも承認の対象外となります。

【承認の期限・承認時の留保等について】

問 17 自営兼業の承認は期限付きで行われるのか。

答 今回新たに可能とする「職員が有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」については、事業で接触する関係者の範囲や、従事する時間、事業により得られる収入の見込み等が頻繁に変化する可能性があり、制度の趣旨を踏まえた適正な運用の確保のため、2年を超えない期限を付して承認を行うこととしています。

なお、不動産賃貸及び太陽光電気の販売に係る自営兼業、家業継承した農業等については、一定の賃料等が継続的に発生するなど、比較的安定的に事業が行われることが想定されるものであるため、従前から、原則として期限を付さずに承認を行うこととしています。（承認権者の判断により、期限を付して承認が行われる場合もあり得ます。）

問 18 承認時に、事業の遂行に留保が付される場合はあるのか。

答 承認基準における判断要素（利害関係の発生のおそれ、職務遂行への影響、公正性・信頼性の確保）を考慮して、承認に留保が付される場合や、各所轄庁の長等の服務統督権に基づき、自営兼業の実施について指導等が行われる場合も考えられます。

例えば、承認に際して、公務の公正性・信頼性に支障が生じないよう、事業遂行において職員の肩書きを用いないことや、一定期間ごとに事業の状況を報告すること、確定申告書の写しを提出することなどを求められる場合が考えられます。

これらの留保事項に反する行為をした場合、国家公務員法第 103 条第 2 項に基づき承認が取り消され、事業を継続できなくなる可能性もあります。また、承認を得ずに自営兼業を行っていたとされる場合、問 4 に記載のとおり、厳しい処分が科される場合がありますので、留保事項に反する行為はしないよう、注意してください。

問 19 自営兼業の承認について、各府省において独自の条件が課される場合はあるのか。

答 自営兼業の承認基準は、3つの判断要素（利害関係の発生のおそれ、職務遂行への影響、公正性・信頼性の確保）により構成されています。これらの判断は、各府省の所掌事務や、個々の職務を取り巻く状況により変わり得るものです。

府省によっては、当該府省の所掌事務等に照らした場合、一般的に承認が難しいと考えられる業種等について、内規等により予め判断を示すことはあり得るものと考えます。

【自営兼業の承認を求める場合の手続等について】

問 20 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」又は「社会貢献に資する兼業」の承認を得たい場合には、どのような手続が必要か。また、事業を始めようとする場合に、特に注意する点はあるか。

答 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」又は「社会貢献に資する兼業」の承認を得る際には、それぞれの兼業に対応した様式の自営兼業承認申請書（運用通知別紙第3又は第4）に必要事項を記入するとともに、開業届の写し、事業計画書の写し等の必要な添付書類を用意した上で、承認権者に提出していただく必要があります。

実際の運用としては、自営兼業の承認は事業の開始前に事前に得るものであること、承認に当たっては、各府省において承認基準への適用対象を確認する必要があることから、承認申請書の下書きや事業計画書の案を作成の上、各府省の担当者に事前に御相談いただく必要があります。

事業をはじめようとする場合には、以下のような点に注意いただく必要があります。

- ・ ある事業が「自営」に該当するかどうかは、①営利目的の有無、②継続性・反復性、③規模（販売数、売上げ額等）、④店舗その他の営業設備の有無等を考慮した上で、個別に判断されます（問2参照）。自己判断で「自営」に該当しないと考えて事業を開始した後で、「自営」に該当すると判断されてしまった場合、処分が科される場合がありますので、事業を開始する前には、各府省の担当者に承認の要否を御相談ください。
- ・ 行おうとする事業が承認基準に適合するか否かは、承認権者において判断されます。仮に不承認となった場合に、事業を開始してしまっているような

ことがあれば、上記のとおり、処分に科される可能性がありますので、承認を得るまでは事業を開始しないようにしてください。

- ・ 府省によっては、職員の服務規律の確保や、自営兼業の承認懈怠を避ける観点から「自営」に該当しない場合も含め、事業を行うに際して届出を求める場合もあることから、事業を行うに当たっては、所属府省等における取扱い等をよく確認してください。

更問1 開業届は、承認を得る前に提出して良いのか。

答 開業届は、事業を開始した日から1か月以内に、納税地を管轄する税務署に提出することとされています。自営兼業の承認は、事業の開始前に得ていただく必要があるため、承認の可否を相談いただく時点では提出せず、下書き等を基に各府省の御担当者に承認の可否を相談いただいた上で、提出するようにしてください。

開業届の提出後には、各所轄庁の長等に開業届の写しを提出いただく必要があります。令和7年1月以降、税務署において、開業届の控えへ收受日付印の押なつが行われないこととなっており（以下参考 URL 参照）、開業届の提出事実・提出年月日を記録した写しを得るためには、e-Tax による申請手続きを行い、「電子申請等証明書」の交付を受ける必要があります。

（参考） <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

なお、自営兼業の手続とは直接関係しませんが、自営兼業として行う事業を廃業する場合には、「個人事業の廃業届出書」の提出が必要になりますので、御留意ください。

更問2 承認を得た自営の内容を変更する場合には、どのような手順が必要か。

答 承認を受けている自営の内容を変更する場合には、変更前に、改めて自営兼業の承認を得ていただく必要があります。事業の変更を検討する際は、事業計画書や承認申請書の修正案を作成いただき、再承認の可否について、所属府省等の担当者に御相談ください。

変更後の事業に係る承認は、事前に得ていただく必要がありますので、承認を得るまで、自己判断で事業内容を変更しないようにしてください。

なお、過去の承認手続において提出した資料のうち、状況に変更がないものがある場合には、その旨申し出ることで、提出を省略できる場合があります。

更問3 承認の期限経過後も事業を継続したい場合は、どのような手順が必要か。

答 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」の承認は、2年を超えない期間について行うこととされています（問17参照）。このため、承認の期限経過後も事業を継続しようとする場合は、再承認の手続が必要となります。

再承認に当たっては、改めて承認申請書及び開業届、事業計画書等の写しを提出いただき、各府省において承認の可否を検討する必要があります。再承認の検討には一定の時間を要しますので、遅くとも承認の期限が到来する1か月前までには、必要な書類を揃えて、各府省の担当者にご相談ください。

なお、過去の承認手続において提出した資料のうち、状況に変更がないものがある場合には、その旨申し出ることで、提出を省略できる場合があります。

問 21 承認を得ずに自営兼業の内容を変更した場合、どうなるか。

答 例えば、スポーツ教室を開催する兼業において、週休日のみに兼業を行うものとして自営の承認を得たにも関わらず、勤務日に常態的に兼業を行うなど、承認の前提となっている自営の内容を無断で変更していると認められる場合には、承認を得ずに自営兼業を行っている場合と同様、服務義務違反の問題が生じ、懲戒処分の対象となり得るのみならず、国家公務員法第 109 条第 13 号に該当し、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。（問 4 参照）

自営兼業の内容を、承認申請書や事業計画書等に記載した内容から変更する場合には、必ず承認権者に申し出て、再承認を求めてください。

更問 「収入の予定年額」がどの程度変動する見込みとなったら、「自営兼業の内容を…事業計画書等に記載した内容から変更する場合」に該当し、再承認が必要となるのか。

答 事業計画における「収入の予定年額」がどの程度変動する見込みとなった時点で再承認が必要となるかについては、個々の事業規模にもよる判断が必要ではありますが、判断の目安としてお示しすれば、例えば職員自身が売上げの進捗を定期的（月ごと、四半期ごと、半期ごと、1 年ごとなど）に確認する際に、3 割程度の売上げの増加が生じるようであれば、大幅な変化が生じているものと考えられますので、事業計画書の変更及び再承認を行っていただくことが考えられます。

問 22 その他自営兼業を開始する際に注意しておくべき事項はあるか。

答 自営兼業の承認の可否は、官職と事業との間の利害関係の有無や、職務の遂行上の支障の有無等を踏まえて判断されるものです。このため、官職の異動や転勤を命ぜられた場合には、異動や転勤後の状況を踏まえて、改めて承認の可否が判断されることとなります。

この判断の結果、今後は兼業を承認できないとなった場合には、国家公務員法第 103 条違反の状態にならないよう、事業を中止していただく必要があります。

このように、自営兼業を継続できなくなる場合があり得ることに注意が必要です。

【その他】

問 23 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」と国家公務員倫理法・倫理規程との関係はどのようになるのか。

答 自営兼業において、利害関係者との取引は、原則として避けるべきものと考えますが（問 15 の更問 2 参照）、万が一、承認を受けて自営兼業を行う過程で、国家公務員倫理法・倫理規程に違反する行為（例：利害関係者から金銭・物品等の贈与や供給接待等を受けること、利害関係者でない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超える供給接待等を受けること等）があれば、懲戒処分等の対象となり得ます。

また、国家公務員倫理法に基づく贈与等の報告との関係では、本省課長補佐級以上の職員が、事業者等から 5,000 円を超える贈与、飲食の提供等を受けた場合、当該贈与等が自営兼業を行う過程で生じたものであっても、四半期ごとの報告が必要となります。

他方、自営兼業の承認を受けて、広く消費者一般を対象にして売買等の事業を行う中で、たまたま意図せず利害関係者が購入者となるような場合に、利害関係者から正当な対価を受け取ることは、国家公務員倫理法・倫理規程違反には当たらず、受け取った対価についての贈与等報告書の提出も不要です。

問 24 「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」であれば、国家公務員宿舎において事業を行ってもよいのか。

答 国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 16 条第 2 項においては、
「被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行つてはならない。」とされており、国家公務員宿舎において、自営兼業を行うことはできません。

（国家公務員宿舎に入居する職員が自営兼業を行う場合、開業届や事業計画書等に記載する事業所は、賃貸等により確保した国家公務員宿舎以外の場所としていただく必要があります。）

問 25 自営兼業により所得が発生した場合は、どのような手続が必要になるか。

答 自営兼業により、一定の所得が発生した場合には、確定申告が必要となります。万が一、確定申告をしなかった場合や、確定申告に記載した税額等に誤りがあった場合には、税法上のペナルティが科される可能性があり、また、態様次第では、懲戒処分等に付される可能性もありますので、適法に申告を行ってください。

令和8年4月から新たな自営兼業制度が施行されることを踏まえ、国税庁ホームページに申告の必要性や手続に係る案内（自営兼業を開始される国家公務員の方へ）を掲載いただいておりますので、こちらのホームページも御参照の上、適切に確定申告手続を行っていただくよう、お願いします。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kengyou/index.htm>